

入院者訪問支援事業について

1 事業の背景

- ・平成 25 年、精神保健福祉法改正法の附帯決議において、「本人の同意によらない入院における意思決定支援や意思表示支援のあり方を早急に検討すること」とされた。
- ・国はモデル事業や調査研究等を通じて、支援のあり方やその手法について検討。
- ・令和 4 年、同法改正により、外部からの交流が途絶えがちな市町村長同意による医療保護入院者等に対し、入院者訪問支援員が訪問する事業が規定された。
- ・本県では、令和 8 年度から訪問を開始する。

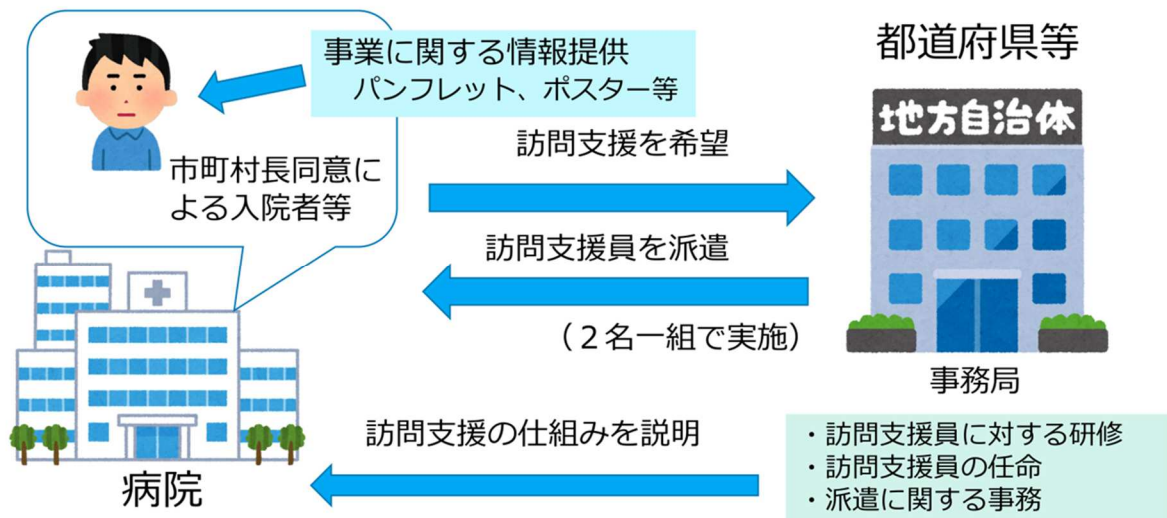
2 事業の目的

外部との交流が途絶えがちな医療保護入院者等に対し、希望に応じて訪問支援員を派遣し、「傾聴・生活に関する一般的な相談・必要な情報提供」などを行うことで、孤立や自尊心低下の軽減と権利擁護を図る。

3 入院者訪問支援員

- ・国が標準化した研修を修了し、県が任命する人
- ・資格要件は無く、当事者・市民・福祉専門職・行政職員など多様な立場の人

4 訪問の仕組み



5 会議体

- ・推進会議・・・事業の実施内容や進め方等について検討や見直しを図る場。県の協議の場（審議会や自立支援協議会等）の活用を可能とする。
- ・実務者会議・・・個別支援のあり方や課題等について協議し、事業の円滑な推進と更なる充実を図る場。